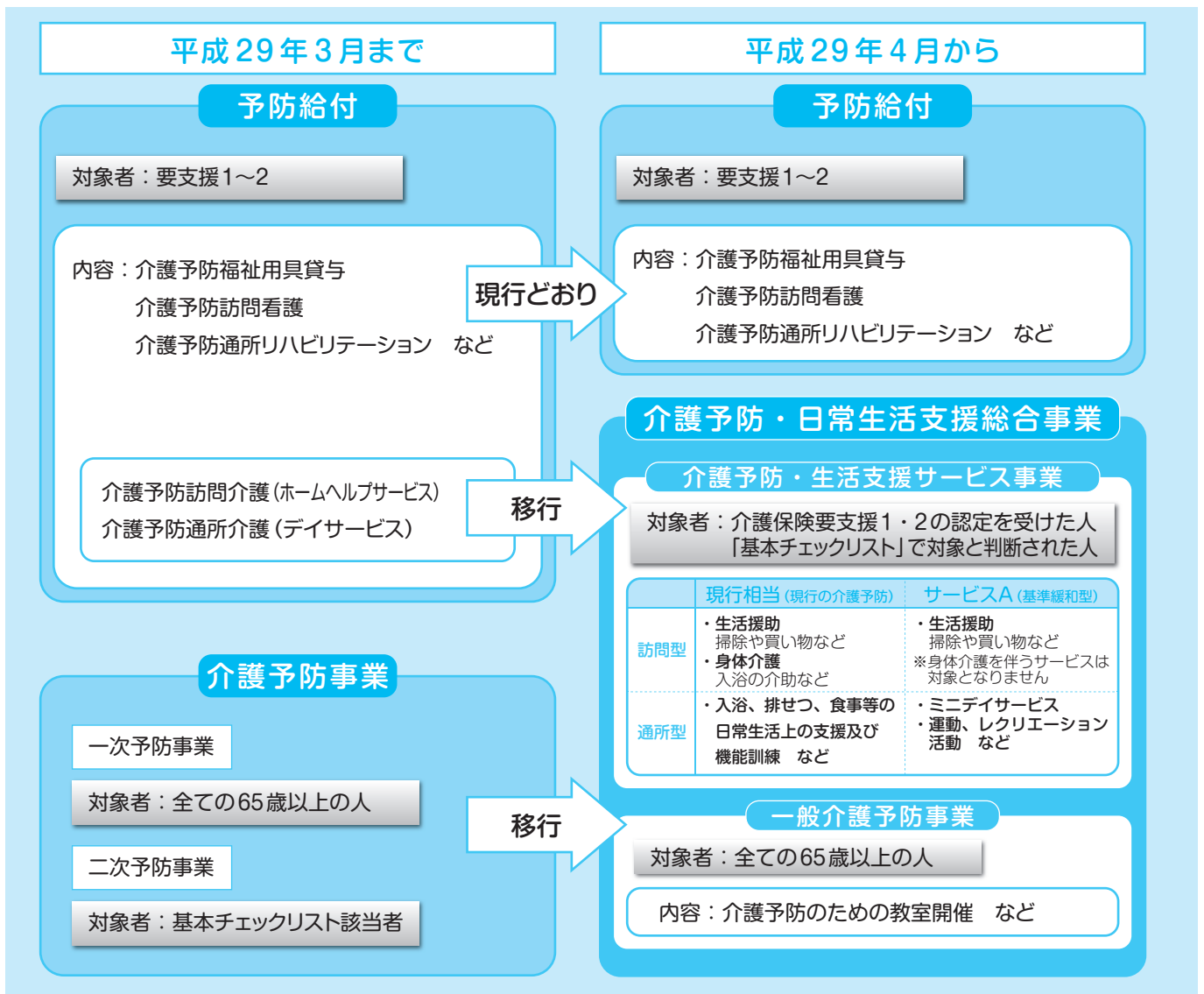


# 介護予防・日常生活支援総合事業が始まります

介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」という。）とは、2025年には団塊の世代が75歳を迎えるなど少子高齢化が進行していくなか、要支援認定者等の高齢者の多様な生活支援のニーズを地域全体で支え、要介護状態になることを予防するための事業です。

- 介護保険要支援認定を受けた人が利用するサービスの一部（介護予防訪問介護・介護予防通所介護）と介護予防事業が、総合事業に移行します。
- 介護保険要支援認定を受けなくても「基本チェックリスト」を実施し、対象者と判断された人は、『事業対象者』として介護予防・生活支援サービス事業を利用することができます。
- ※「基本チェックリスト」とは、心身の状態や生活状況を確認するための質問票です。介護に関するサービス利用相談の際、必要に応じて地域包括支援センターや市町村の介護保険窓口で実施します。
- ※茅野市は「地域包括支援センター」＝「保健福祉サービスセンター」



**【すでに要支援1、2の認定を受けている人は、大きな変更はありません。】**

介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）や介護予防通所介護（デイサービス）を受けている人は、4月以降も引き続き同じサービスを利用することができます。また、サービスを利用する際の自己負担額の割合も変更ありません。

# 総合事業利用までの流れ

## 65歳以上の人及び要支援認定者

お住まいの地域を担当する地域包括支援センター、  
もしくはお住まいの市町村の介護保険の窓口にご相談します。

要介護（要支援）認定申請をします。

基本チェックリストを受けます。

要介護  
1～5の人

要支援  
1・2の人

非該当の人

生活機能の低下が  
みられた人

自立した生活が  
送れる人

居宅介護支援事業所と  
ケアプランを作成します。

介護保険の介護サービス  
が利用できます。

地域包括支援センター等  
と介護予防ケアプランを  
作成します。

介護保険の介護予防  
サービスが利用できます。

介護予防ケアマネジメント  
地域包括支援センター等で、本人  
や家族と話し合いケアプランを作成  
します。  
【対象者】要支援者、事業対象者

## 介護予防・日常生活支援総合事業

①介護予防・生活支援サービス事業が利用できます

要支援1・2の判定を受けた人  
基本チェックリストにより生活機能の低下がみられ、  
サービスが必要な人

②一般介護予防事業が利用できます

65歳以上のすべての人

### ■総合事業へ移行後

- ①必要な方は従来の「ホームヘルプサービス」や「デイサービス」と同様のサービスがご利用いただけます。
  - ②現在の介護保険の被保険者証（認定）は、そのまま使えます。（認定期間満了まで）
  - ③要支援認定申請（更新）は今までどおり行えます。
  - ④現行の「ホームヘルプサービス」や「デイサービス」と同様のサービスを利用する場合、サービス利用料金に変更はありません。
- ※介護予防訪問看護・介護予防通所リハビリテーション（デイケア）等の利用、福祉用具の貸与等については現行どおりです。

【問い合わせ先】 諏訪広域連合介護保険課 長野県茅野市塚原二丁目6番1号（茅野市役所）  
TEL: 0266-82-8161 FAX: 0266-71-2071